

射水市ゆとりライフ互助会規約

施行年月日	昭和55年4月1日
改正年月日	平成4年6月30日
改正年月日	平成11年4月1日
改正年月日	平成13年5月21日
改正年月日	平成18年1月1日
改正年月日	平成22年5月20日
改正年月日	平成24年4月1日
改正年月日	平成26年4月1日

(目 的)

第1条 この会は、射水市内に事業所を有する中小企業に勤務する勤労者及びその事業主の福利厚生を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規約において中小企業とは、常時雇用する従業員の数が300人（卸売業100人、金融業若しくは保険業、不動産業、小売業又はサービス業を主たる事業とする場合は50人）を超えない事業所をいう。

(名 称 ・ 所 在 地)

第3条 この会は、射水市ゆとりライフ互助会と称し、事務所を射水市役所産業経済部商工企業立地課内に置く。

(事 業)

第4条 この会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互による共済事業
- (2) 会員相互の親睦と交流に関する事業
- (3) その他目的達成のため必要な事業

(会 員)

第5条 会員は、射水市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主とする。

(会 費)

第6条 この会の会員は、1人につき月額400円の会費を負担するものとする。

- 2 前項の会費は、その月の前月末日までに納入するものとする。
- 3 納入済の会費は返還しないものとする。

(資 格 の 喪 失)

第7条 次の各号に該当する場合は、会員たる資格を喪失する。

- (1) 退職したとき。
- (2) 会費を滞納したとき。

(脱 会)

第8条 この会を脱会しようとする会員は、所定の脱会届を提出しなければならない。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当したときは、理事会の決定により除名することができる。

- (1) 会の事業を妨げる行為をしたとき。
- (2) 会の行う共済事業の適用について虚偽の申請をしたとき。
- (3) 会の規約に違反し、又は信用を失わしめるような行為をしたとき。

(資 格 の 継 続)

第10条 会員が事業所を退職したときは、その資格を失うが、この会に加入している他の事業所に引き続き就職する者については、会員の資格を継続する。

(機 関)

第11条 この会に次の機関を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会

(評議員会)

第12条 評議員は、事業所毎に原則として従業員の代表1名がなり、評議員会を構成する。

2 評議員会は、毎年度当初に会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

3 評議員会は、評議員の1/2以上の出席をもって成立し、評議は出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。評議員会の議長は、その都度評議員のうちから互選する。

(評議員会の議決事項)

第13条 評議員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 事業計画の策定
- (3) 予算、決算の認定
- (4) その他、会の事業を運営するための重要な事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、評議員会の議決の範囲内において事業を計画運営する。

2 理事会は、構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数により決する。

3 理事会は、予算の補正について認定することができる。

(役員)

第15条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名(うち1名を総務理事とする。)
- (4) 監事 2名

(会長、副会長及び総務理事)

第16条 会長及び副会長は、理事のうちから互選する。

2 会長は、会を代表し、会の業務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときその職務を代理する。

4 総務理事は、市の職員である理事のうちから選出し、本会の事務を総括する。

(理事)

第17条 理事は、次の各号に定める区分により評議員会で選出する。

- (1) 勤労者代表 若干名
- (2) 事業主代表 若干名
- (3) 射水市長 1名
- (4) 射水市職員 3名
- (5) 全労済代表 1名

(監 事)

第18条 監事は、勤労者代表1名、事業主代表1名を評議員会で選出する。

2 監事は、会の業務、会計を監査する。

(任 期)

第19条 評議員及び役員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠の評議員及び役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第19条の2 この会に顧問を置くことができる。

顧問は、評議員会の同意を得て会長がこれを委嘱する。

(共 済 給 付)

第20条 第4条第1号に定める共済事業については、別に定める。

(事 業 年 度)

第21条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経 費)

第22条 この会の経費は、会費、補助金その他の収入をもって充てる。

(事 務 局)

第23条 この会の事務局には、事務局長、その他必要な職員を置く。

(委 任)

第24条 この規約の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成18年1月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から適用する。